

警察からのお知らせ

～急ぐほど正しく はっきり 110 番～

110 番はみなさんの安全で平穏な生活を守るためのホットラインです。事件・事故などを目撃したら、迷わず 110 番しましょう。

※「何があったか」「いつ、どこで、近くの目標物は」「事件・事故のあらまし」「犯人の状況」「あなたのお名前、住所、電話番号」などを警察官が順番に尋ねますので、知っていることを落着いて話してください。

◇問い合わせ先

小野田警察署 (☎ 84-0110)

厚狭警察署 (☎ 72-0110)

総合労働相談コーナー(無料)

山口労働局では、解雇や賃金引き下げ、職場内でのいじめや嫌がらせなど労働問題に関する様々なトラブルでお困りの人に、総合労働相談コーナーを設けています。

専門の相談員が労働問題に関する相談を電話や面談で受付けていますので、職場のトラブルに巻き込まれた際は、一人で悩まずに、ぜひ一度ご相談ください。

◇問い合わせ先

小野田総合労働相談コーナー

(☎83-2673)

山口労働局総合労働相談コーナー

(☎083-995-0365)



父と子の料理教室(無料) 「手打ちそば作りに挑戦」

◇対象 市内在住の小学生とその父親

◇とき 2月5日(日) 10:00～13:00

◇ところ 須恵公民館

◇定員 15組(抽選)

◇持参するもの エプロン、三角布(父子とも)

◇申込方法 電話で申し込んでください。

◇申込期限 1月27日(金)

◇問い合わせ・申込先

児童福祉課(☎82-1175)

消費生活相談

～こんなときどうする?～

「住宅用火災警報器」の訪問販売

【相談】

事業者が訪問してきて「消防法が改正され、各家庭に火災警報器を設置するよう義務づけられた。すぐに取り付けなければ法律違反になる」と言われ、契約をしてしまったが、本当に設置義務はあるのか。



消防法の改正および訪問販売で契約する際の注意点を説明した。

【ワンポイント講座】

平成16年6月2日に消防法が改正され、一般住宅について、火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は市町村条例で定める日(山陽小野田市の場合、平成23年6月1日からで、山口県内はすべて同じ)から適用となります。

この法改正によって心配されるのが、悪質な訪問販売です。

「すぐに取り付けなければならない」などと契約を急がせたり、不適切な価格(市場価格を超える高価な価格)で販売する事業者もありますので、その場ですぐに契約しないで、他の事業者と比較するなど、契約は慎重に行なうことが大切です。また、公的機関(消防署など)の職員が家庭を訪問して火災警報器を販売したり、特定の事業者の販売を委託することはありません。

なお、訪問販売で火災警報器を契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

【問い合わせ先】 商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)

総合事務所産業課内消費生活相談窓口 (☎ 71-1642)

理大つうしん 10

<http://www.yama.tus.ac.jp>

～理科大生から市民のみなさんへ①～

今月号から3回シリーズで、理科大生から市民のみなさんへ生の声をお届けします。トップバッターは、第11回竜王祭実行委員長を務めた内田幸伸君(電子・情報工学科3年)です。



今年度の山口東京理科大学学園祭「第11回竜王祭」は11月18～20日の日程で開催され、色々トラブルもありましたが無事に終わることができました。竜王祭を開催するにあたり、ご協力、ご支援いただいた皆様には、大変感謝しています。本当にありがとうございました。

竜王祭の片付けも終わり、今は落ち着いて竜王祭のことを振り返ることができます。自分が実行委員長に選任されてから竜王祭終了までのことを思い返し感じたことは、人と人との繋がりがとても大切だということです。実行委員会を立ち上げたときから一緒にやってきた仲間や、悩んだり行き詰まったときに手を差し伸べてくれた先輩方、竜王祭を盛り上げようと企画に参加してくれたサークルや部活動の人たち、竜王祭の開催を支援していただいた地域の企業や行政やクラブの方々、様々な人々の輪によって作ることができた竜王祭はとても素晴らしい学園祭だと感じました。

今後、この大学を卒業して社会に出てからも、人と人との繋がりを大事にしていきたいと思いました。